岡崎公園自動販売機設置事業者募集要項 (プロポーザル方式)

1 目的

岡崎公園では、公園利用者の利便性の向上を図るため、複数台の飲料水等自動販売機 (以下「自動販売機」という。)を設置している。 これらの自動販売機については、公園 利用者へのサービスの向上と効率的な運営を図るため、外部事業者による運営を行い、運 営事業者を公平かつ公正に選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 設置物件概要

(1) 施設名

岡崎公園

(2) 設置場所

岡崎公園内(岡崎市康生町 561-1)

(3) 設置台数

全9台

(4) 設置区域

自動販売機設置予定箇所を 4 グループに分ける。グループについては別紙図面のとおりとする。

(5) 機器仕様等

機器仕様等については 別紙仕様書のとおりとする。

3 設置期間

設置期間は、令和6年3月20日から令和11年3月31日までの5年間とする。

4 販売手数料の支払

販売手数料は月末に計算し、翌月の20日までに販売の詳細を報告するとともに岡崎公園が指定する銀行口座に支払うものとする。但し、振込手数料は自動販売機設置業者の負担とする。

5 応募資格

本募集は、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)で行う。プロポーザルに応募できるのは、次のすべての要件を充たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4に規定する欠格条項に該当しないこと。
- (2) 自動販売機による飲料または食品の販売及び自動販売機の管理を自ら行う法人であり、事業所(本店・支店・営業所等)を岡崎市内に有すること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされてい

るものまたは民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされているもの(会社更生法にあっては更生手続の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けているものを除く)でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号、同条第6号及び第32条第1項に規定する暴力団及び暴力団員が経営または運営に関与していないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年 12 月 7 日号外法 律第 147 号)第 5 条第 1 項による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しく は構成員でないこと。
- (6) 直近1年間の国税、県税及び市税を滞納していないこと。

6 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出期限等
 - ①提出期限:令和6年2月9日(金)より令和6年2月16日(金)17時まで ※郵送による提出の場合、令和4年2月16日の消印有効
 - ②提出方法:持参又は郵送による
- (2) 提出先

〒444-0052 愛知県岡崎市康生町 561-1

岡崎公園 三河武士のやかた家康館

- (3) 提出書類
 - ①企画提案書

指定の様式 (別紙 1) を用いて、A4 サイズ 両面印刷 12 ページ以内 (表紙、目次、自動販売機カタログに下記内容を記載し作成する。また、設置する自動販売機のカタログを設置場所が明確にわかるように示し、設置場所毎に提出すること。

※指定の様式が必要な場合は 7-(3) に記載されているメールアドレスへその旨を本文に記載し、送信すること。施設管理者がメール確認後、データを添付し返信する。

(ア)省エネについて

本件における省エネの取り組み等について

(イ)自動販売機の機能・デザインについて

今回搭載する自動販売機の付加機能(災害支援機能・キャッシュレス機能・ その他機能)の具体的な特徴について

歴史公園であり岡崎を代表する観光地である岡崎公園にふさわしい自動販 売機のデザインについて

- (ウ)自動販売機のユニバーサルデザインについて ユニバーサルデザインに対する配慮について
- (エ)管理体制について

故障時の対応、苦情への対応、補充・回収等の商品管理体制などについて

- (オ)商品の種類・販売価格について 商品の種類、希望小売価格に対する販売予定価格について
- (カ)販売手数料率に関する提案 商品に対する販売手数料率について ※但し、仕様書の最低販売手数料率を下回らないものとすること
- (キ)桜まつり・花火大会等のイベント時に関する提案 資機材の提供、臨時の商品補充・使用済み容器の回収などについて
- (ク)社会貢献活動に関する提案 熱中症対策の飲料配布等の社会貢献活動について
- ②登記事項証明書 ※3カ月以内のもの
- ③役員氏名等届出書 ※役員の氏名、住所、生年月日を記載した書類
- ④国税、県税及び市税納税証明書

【提出部数】 ①②③④をクリップ等により綴じたもの原本1部 写し1部

(4) 応募の制限

複数のグループへの応募も可とする。ただし複数の応募をする場合は、応募するグループごとに企画書を提出すること。企画書の内容が同じであっても例外ではない。

7 質問及び回答

(1) 受付期間

令和6年1月22日(月)より令和6年1月26日(金)17時まで

(2) 質問方法

電子メールの本文に質問事項を記載し、岡崎公園のメールアドレスへ送信

(3) 送信先

岡崎公園 三河武士のやかた家康館 指定管理者 (一社) 岡崎パブリックサービス アドレス iyeyasu@mics.ne.jp

(4)回答

令和6年2月2日(金)

質問事項を受け付けた際のメールアドレスへ電子メールにて回答

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

審査は、「岡崎公園への飲料水等自動販売機設置事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会」が「岡崎公園への飲料水等自動販売機設置事業の選定に係る公募型プロポーザル審査基準書」に基づき審査する。

評価項目	評価の視点	配点
省エネ	省エネに配慮した自販機の考案、光熱水	10 点
	費の軽減、環境配慮など具体的な取り組	
	み	
付加機能	キャッシュレス機能、災害支援機能、そ	30 点
	の他具体的な機能	
	自動販売機のデザイン	
ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザインへの十分な配慮	10 点
	など具体的な取り組み	
	資機材の提供、商品補充、使用済み容器	20 点
イベント対応	の回収など具体的な取り組み	
社会貢献活動	社会貢献活動に関する具体的な取り組	
	み	
小計		70 点
販売手数料率	提案された販売手数料率	30 点
合計		100 点

※評価に関して、特定の機能が仕様に含まれているものは評価対象外とする。

(2) 審査結果の 通知・公表

審査結果については令和6年3月1日(金)までに各グループの優先交渉権者の み電子メールにて通知し、一般公開はしないこととする。

9 問い合わせ先

岡崎公園 三河武士のやかた家康館

指定管理者 (一社) 岡崎パブリックサービス

〒444-0052 愛知県岡崎市康生町 561-1

電話 (0564) 24-2204

FAX (0564) 24-2247

メール iyeyasu@mics.ne.jp